

平成29年度 やまなし「水」ラボプロジェクト事業費補助金
＜ 募集要項 ＞

1 趣旨

山梨県の重要な地域資源である「水」について、大学、試験研究機関、NPOなどの民間団体等が行う研究を支援することで、様々な研究主体による多様な研究を促進し、山梨県の「水」ブランド力向上を図ることを目的とします。

2 補助対象となる研究

次の要件を全て満たすものとし、研究が複数年度にまたがる場合も可とします。

- (1) 自然・人文・社会科学分野の研究で、山梨県の「水」ブランド力の向上に資するものであること（後述の「研究の例示」を参照）
- (2) 個別の企業等の営利を目的としないこと
- (3) 補助対象経費が20万円以上であること

＜ 研究の例示 ＞

- ・ 本県の水環境、水資源保全のための水質や水量に関する研究
- ・ 本県の河川美化や水辺景観の保全のための研究
- ・ 本県の水にまつわる歴史や文化、伝承に関する研究
- ・ 本県の水を活用した産業振興、観光振興、地域活性化に関する研究
- ・ その他本県の「水」ブランド力の向上に資する研究

3 応募資格

次の要件を全て満たす民間の団体等とし、法人格の有無は問いません。

- (1) 山梨県内に活動の拠点を有していること
- (2) 営利を目的とした団体等ではないこと
- (3) 3人以上で構成された団体またはグループであること
- (4) 成人が代表者になっていること
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦支持反対することを目的とした団体等でないこと
- (6) 山梨県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第9条に基づく「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」2 - (4)に規定する暴力団等ではないこと
- (7) 研究計画の推進に責任を持ち、補助金管理及び補助対象期間終了後の実績報告を確実に行えること

4 補助額及び補助対象経費

- (1) 補助額は20万円以上100万円以下とします。
- (2) 予算の範囲内で助成することとし、全体の採択件数は定めません。
- (3) 補助対象経費は、研究の実施、成果のとりまとめ、外部への公表等に必要な次の項目に該当する経費とし、平成30年3月31日までに支払いが完了するものを対象とします。

補助対象経費

費目	内容
謝金、賃金	研究協力者に対する謝礼金（品） 作業補助のためのアルバイト等の経費
備品購入費	機械、器具、備品等 1 件 5 万円以上の物品の購入費
委託料	現地調査、実験、データ整理等を委託する場合の経費 作業補助等についての委託が対象であり、研究の主たる部分について委託することはできません。
その他知事が必要と認める経費	旅費（調査、会議等に伴う交通費等（海外は除く）） 消耗品購入費（書籍、論文、資材、試薬、文具等） 印刷費（調査票、集計表、チラシ等） 使用料・借上料（会議室、機器等） 通信運搬費（郵送料、機器の運搬費等） その他必要経費

5 補助対象期間

交付決定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

6 応募方法

応募希望者は次の書類を提出してください。なお、応募書類は返却しないため、書類の写を保管すること。また、書類の不足や記入漏れ、内容等の不備がないよう応募前によく確認してください。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 添付書類一式（別紙様式 1 ~ 5）

7 スケジュール

内容	時期
応募期間	平成 29 年 4 月 7 日（金）～平成 29 年 5 月 31 日（水）
書類審査（一次審査）	6 月中旬～7 月上旬頃 審査結果は応募者全員に通知する。
プレゼン審査（二次審査）	7 月中旬頃 書類審査の合格者に対して実施する（場所は甲府市内予定）。 詳細については書類審査合格者に通知する。
採否決定	7 月下旬頃 プレゼン審査を受けた者全員に通知する。

8 報告書の提出

研究が終了した日から起算して 1 か月を経過した日または平成 30 年 4 月 10 日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 号）及び添付書類一式（別紙様式 6 ~ 8）を紙媒体と電子データを記録した電子媒体（CD 等）により提出してください。

9 補助金交付の取消及び返還

次の場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、返還を求める場合があります。

- (1) 交付申請書の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 研究の目的を達成することが困難であると認められる場合
- (3) 補助期間終了後の実績報告がされない場合
- (4) 報告された成果が申請に対して不十分と認められる場合
- (5) 補助金の使途が交付決定の内容と異なる場合
- (6) その他助成団体としてふさわしくない行為があったと認められる場合

10 その他補助対象者の責務

- (1) 県が研究の遂行状況に関する報告を求めた場合は速やかに書面により報告すること
- (2) 研究成果を広く県民に理解してもらうため、情報発信に努めるとともに、研究の実施または成果の公表の際には、本事業による補助を受けたことを表示すること
- (3) 県の求めに応じ、県が開催する大会等において、研究の成果報告を公開で行うこと
- (4) 研究の成果に関して特許等の出願をした場合は、その写しを添えて県に申し出ること

11 情報の公開

県では、本事業の公平性等を確保するため、研究の募集、選考結果等を公開します。また、採択された研究は応募団体名や研究の概要等を県のホームページで公開します。

12 個人情報の取り扱い

本事業の応募や報告等に関し提出された個人情報は、「山梨県個人情報保護条例」により、本事業実施のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

なお、本事業の広報のため、必要な範囲において、補助対象者の氏名、性別、所属機関、研究内容・成果及び研究の様子が分かる写真等の情報を、山梨県のホームページ等に掲載したり、報道機関に提供することがあります。

13 問い合わせ先及び書類提出先

山梨県 森林環境部 森林環境総務課 育水・環境活動推進担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1657 F A X 055-223-1636

メール sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

書類提出は、郵送又は持参（平日9時～17時）により行ってください。